

令和8年度

茨城県暴走族追放強化月間実施要綱

【スローガン】 暴走をしない させない 見に行かない

【期 間】 令和8年6月1日(月)から6月30日(火)まで

茨城県暴走族対策会議

令和8年度 茨城県暴走族追放強化月間実施要綱

1 運動の目的

暴走族（四輪を含む。）追放気運を高揚して暴走族への加入防止と離脱を促進し、暴走行為を許さない社会環境の形成を図るとともに、二輪車の交通事故を防止するため、二輪運転者の交通安全意識を高める運動を県民総ぐるみで展開します。

2 運動期間

令和8年6月1日(月)から6月30日(火)までの1か月間

3 主唱

茨城県暴走族対策会議

4 実施機関・団体

別表（最終頁）のとおり

5 運動の重点

- (1) 暴走族追放気運の高揚
- (2) 「茨城県暴走族等による暴走行為の防止に関する条例」の周知
- (3) 暴走族への加入防止・暴走行為未然防止、暴走族関係事犯者の再犯防止の推進
- (4) 暴走族（暴走行為）及び不正改造車両に対する指導取締り
- (5) 暴走行為阻止のための環境整備

6 運動の進め方

市町村及び関係機関・団体は、本運動及び各種暴走族対策推進の実効を期すため、管理職等責任ある立場の者を「暴走族対策責任者」に指定するなど、各種対策の企画、調査及び連絡調整にあたる推進体制を整え、重点活動地域において、実施要綱に基づき、具体的な対策を実施する。

重点活動地域

○重点地域 12市町

地区	市 町
県 央	水戸市・大洗町
鹿 行	鹿嶋市・神栖市・銚田市
県 南	土浦市・石岡市・龍ヶ崎市・つくば市・阿見町
県 西	下妻市・常総市

○重点路線 12路線

国 道	県 道
6号	
50号	土浦稲敷線
51号	大洗公園線
125号	笠間つくば線
245号	筑西つくば線
294号	土浦竜ヶ崎線
408号	

○特に、緊急かつ重点的に対策を講じる地域

筑波山の朝日峠・風返峠 周辺

大洗町マリントワー付近から大洗水族館付近

【運動の推進事項】

(1) 暴走族追放気運の高揚

「茨城県暴走族等による暴走行為の防止に関する条例」の周知

ア キャンペーン、イベントの開催や車両広報、新聞・ラジオ等のマスメディアや、SNS、ポスター・チラシ・広報誌（紙）・道路情報装置等の各種広報媒体を活用した情報発信を展開し、「茨城県暴走族等による暴走行為の防止に関する条例」の周知を図るとともに、地域住民に対する交通安全意識と暴走族（暴走行為）追放気運の醸成を図ります。

イ 暴走事案等の多発する地域では、各種会議・行事等において、暴走族追放に向けた地域一体となった取組の必要性について意識啓発を行い、暴走族追放気運の高揚を図ります。

ウ 自動車関係機関・団体は、自動車分解整備事業者・自動車板金事業者・自動車部品販売業者等に対する広報・指導を強化し、不正改造車両の整備拒否運動を展開するとともに、不正改造に使用されるおそれのある部品の不売運動を徹底します。

(2) 暴走族への加入阻止及び暴走行為未然防止対策、暴走族関係事犯者の再犯防止の推進

ア 中学校・高等学校においては、学校間及び警察等の関係機関と、暴走族に関する情報交換を密に行うなど連携を強化し、暴走族の悪質性、危険性、暴力団とのつながり等についての理解を深めるための指導を徹底します。

イ 保護者、暴走族構成員等に対して、暴走族への加入防止、グループの解体及び離脱促進のための相談活動を推進します。

ウ 家庭・学校・職場における「暴走をしない させない 見に行かない」運動を推進します。

エ 関係機関・団体が暴走族の動向等について、相互に情報交換を積極的に行うとともに、過去に暴走歴のある青少年及び暴走行為に参加するおそれのある青少年に対しては、必要に応じて指導

警告を行い、暴走行為の未然防止を図ります。

(3) 暴走族(暴走行為)及び不正改造車両に対する指導取締り

ア 共同危険行為、爆音暴走行為等の暴走事案に対しては、交通法令はもとより関係法令を適用して徹底した取締りを行い、組織が大規模化する前に検挙・補導し、組織の早期解体を図ります。

イ 単独暴走行為者については、日常の交通指導取締りを強化し、暴走行為の抑止を図ります。

ウ 暴走行為を誘発するいわゆる「ギャラリー」に対する指導取締りを強化し、暴走行為への助長を抑制します。

エ 街頭車両検査や改造車両に対する強力な指導取締りを行い、暴走行為等に使用される車両の排除を推進します。

オ 関係機関が連携し、不正改造車両の保管・車両検査等を行い、整備命令を発令して改造部分の修復を図ります。

(4) 暴走行為阻止のための環境整備の推進

暴走族等が、い集したり、「ローリング走行」及び「ドリフト走行」を敢行するおそれのある場所・道路について、交通安全施設や構造物等の整備によって暴走族排除を図るとともに、看板、構造物によって使用(立ち入り)禁止措置を図るなど、暴走族等及び群衆をい集させないための環境整備を推進します。

【県民の取組事項】

家庭

- 親子の「対話」の機会を多く持ち、暴走行為の危険性や迷惑性を繰り返し話し合ひましょう。
- 暴走族に加入していることを知ったときは、学校や関係機関と連絡をとりながら、暴走族から離脱させましょう。

学校や職場

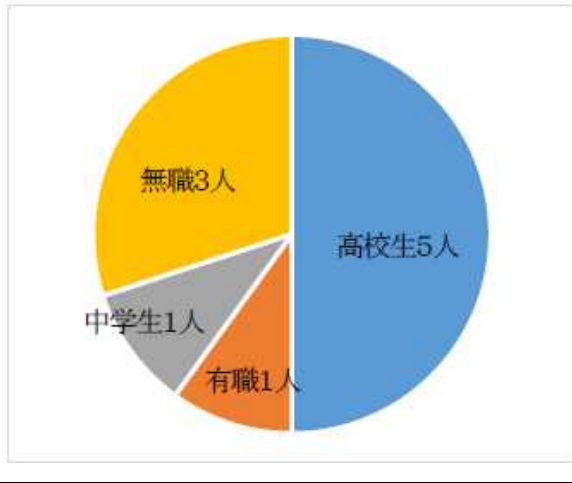
- 交通安全教育を推進し、交通ルールの遵守やマナーの向上を図り、不正改造や暴走行為を許さない環境づくりをしましょう。
- 自動車、バイクの部品等の販売・整備業者は、不正改造の恐れのある部品の販売や不正改造の受注をしないようにしましょう。
- ガソリン販売業者は、不正改造車へのガソリンの販売をしないようにしましょう。

地域

- 暴走族の集まりや暴走行為を見かけたら110番通報しましょう。
- 関係機関・団体と連携し、子どもたちへの声かけや地域のパトロールなどを通じて、暴走族に加入させない、暴走行為をさせない取組を実施しましょう。

<集団暴走検挙・補導者数>

令和7年中 (10人)



<特徴>

- ◎ SNS等で連携し、ゲリラ的に出没する共同危険型暴走族
- ◎ 筑波山周辺道路等でドリフト・ローリング走行を敢行する違法競走型暴走族
- ◎ 他都県の集団と意を通じ、広域的に違法行為を敢行する旧車會

○暴走族についての相談及び情報提供は

(メールアドレス) keikousi@pref.ibaraki.lg.jp

○上記のほか、各警察署でも暴走族相談員（一般のボランティア）が相談に応じます。

